

覚えて守ろう、自転車のルール！ 自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道や路側帯がある道路では、原則として車道の左側を通行しなければなりません。

歩道を通行できるとき

- ▶ 道路標識や道路標示がある
- ▶ 13歳未満・70歳以上・身体不自由な方が運転している
- ▶ 工事や駐車車両のため、車道の通行が困難
- ▶ 自動車の交通量が多く、接触事故の危険性がある

◎歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りを徐行しましょう。また、歩行者の通行を妨げるときは一時停止をしましょう。



▲普通自転車歩道通行可の標識



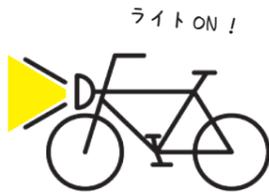
▲道路のイメージ図

3 夜間はライトを点灯

夜間に自転車を運転する際は、ライトを必ず点灯しましょう。また、自転車後部の反射材や尾灯も、後方からの追突防止に役立ちます。

ライトを点灯させないと…

- ▶ 道路状況が分からず歩行者や障害物に衝突、水路に転落などの恐れがある
- ▶ 前方から来る車など、周囲に気付いてもらえず大事故につながる危険性がある



万が一の事故に備えて



◆自転車損害保険等に加入しましょう

自転車事故による高額賠償事例が全国各地で散見されており、中には賠償金額が9,000万円を超えるケースも。埼玉県では平成30年度から、自転車を運転する場合は「自転車損害保険等」への加入が義務となりました。

▶加入するには？

既に加入している自動車保険や火災保険、クレジットカードの個人賠償特約、安全点検を受けた自転車に貼られる「TSマーク」に付帯する保険などがあります。今すぐ加入状況をチェックしましょう！詳細は埼玉県のホームページをご確認ください。



◆ヘルメットの着用があなたの命を守ります

「自転車安全利用五則」でも紹介しましたが、自転車事故死者の過半数が頭部に致命傷を負っています。自転車用でSG、JCF、CEマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、顎ひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

自転車安全利用五則とは、警察庁が道路交通法をもとに定めた、自転車利用時に特に大切なポイントを5つに整理したもの。ルールを覚えて、安全・安心な自転車利用につなげましょう。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車と自動車の事故のうち、出会い頭や右左折時の衝突が8割以上を占め、その多くが交差点で発生しています。交差点では、必ず信号や一時停止に従い、安全を確認しましょう。



4 飲酒運転は禁止

体内のアルコール濃度にかかわらず、お酒を飲んで自転車を運転することは禁止されています。また、運転者に飲酒を勧めたり、飲酒をした人に自転車を提供することも罰則の対象です。

飲酒運転は青切符の対象ではなく、直ちに刑事手続きの対象となる重大な違反です！

少しの距離でも、
飲酒運転は絶対ダメ！



5 ヘルメットを着用

令和5年4月から、自転車を運転するときはヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車事故で亡くなった方のうち、約5割が頭部を負傷しています。

ヘルメットを着用しなくても、交通違反の反則金の対象ではありませんが自らを守るためにヘルメットを着用しましょう。

ヘルメットの
着用OK!



ここまで自転車の交通ルールや違反行為について紹介してきましたが、残念ながらどんなに気をつけていても事故が起きてしまうことはあります。ここでは事故への備えについて紹介します。



自転車による交通事故であっても、時として人の命や未来を奪う悲惨な事態を招きかねません。
市民の皆さん一人ひとりが正しくルールを守り、事故のない明るい地域社会を目指しましょう。

